

豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊田市地域医療介護総合確保補助金（以下「補助金」という）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、豊田市において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備及び開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備や既存の介護施設の改修等を支援することにより、介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金は愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に定める事業を交付の対象とする。

(補助額)

第4条 補助額は、県要綱に定められた方法により算定した額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業、介護職員の宿舎施設整備事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合は、補助事業実績報告書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減

償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式第7号)を提出し、市長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。土地所有者より返還があった場合には、市長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市に納付しなければならない。なお、補助事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、補助事業者は、返還額の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (13) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に納付しなければな

らない。

(14) 補助事業者が第1号から第13号による条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に別に指定する必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第10条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

(検査)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱、規則又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

豊田市長 様

申請者
所在地
法人名
代表者の職・氏名
事業所名

補助金交付申請書

年度において 事業を実施したいので、豊田市地域医療介護総合確保補助金
交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請額
金 円

2 補助事業等の目的
豊田市において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備及び開設時から質の
高いサービスを提供するための体制整備や既存の介護施設の改修等を支援することによ
り、介護サービス提供体制の整備を促進すること

3 補助事業等の内容
事業計画書記載のとおり

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙 1）
- (2) 申請額内訳書（別紙 2 - 1 又は別紙 2 - 2）
- (3) 予算書抄本（共通様式 1）
- (4) 現況・設置箇所が分かる平面図、位置図、写真等
- (5) 物品の仕様等が分かるパンフレット等
- (6) 申請額の根拠となる積算資料、見積書の写し
- (7) スケジュール表（共通様式 2）

様式第 2 号

豊介護発第 号
年 月 日

様

豊田市長 太田 稔彦

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度豊田市地域医療介護総合確保補助金について、豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定により下記のとおり交付することを決定します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 補助対象事業
- 3 交付の条件
要綱第 7 条のとおり

年 月 日

豊田市長 様

申請者
所在地
法人名
代表者の職・氏名
事業所名

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け豊介護発第 号「補助金交付決定通知書」で通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等変更交付申請額
金 円
- 2 変更の理由
- 3 補助事業等の内容
事業計画書記載のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書別紙1
 - (2) 申請額内訳書別紙2-1又は別紙2-2
 - (3) 予算書抄本
 - (4) 現況・設置箇所が分かる平面図、位置図、写真等
 - (5) 物品の仕様等が分かるパンフレット等
 - (6) 申請額の根拠となる積算資料、見積書の写し
 - (7) スケジュール表

様式第 4 号

豊介護発第 号
年 月 日

様

豊田市長 太田 稔彦

補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊介護発第 号で通知した「補助金交付決定通知書」による決定について、豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定により下記のとおり変更する。

記

- 1 変更決定額
金 円
- 2 変更の内容
- 3 交付の条件
要綱第 7 条のとおり

様式第5号

年 月 日

豊田市長 様

報告者
所在地
法人名
代表者の職・氏名
事業所名

補助事業実績報告書

年 月 日付け豊介護発第 号で補助金の交付決定を受けた事業の完了（廃止・中止）について、豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱第9条（第7条）の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

- (1) 事業実績書別紙3
- (2) 報告額内訳書別紙4-1又は別紙4-2
- (3) 決算書抄本
- (4) 契約書の写し
- (5) 事業完了後の現況・設置箇所が分かる平面図、位置図、写真等
- (6) 契約業者の請求書の写し
- (7) 契約業者の領収書の写し
- (8) その他市が指示する書類

様式第6号

豊介護発第 号
年 月 日

様

豊田市長 太田 稔彦

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度豊田市地域医療介護総合確保補助金について、豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり補助金額を確定したので、通知します。

記

1 補助確定額
金

円

2 補助対象事業

様式第7号

年 月 日

豊田市長 様

報告者
法人名
代表者の職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け豊介護発第 号で補助金の交付決定を受けた事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。